令和7年度

長久手市国民健康保険のご案内

このご案内は世帯主に必ず見せてください!



イラスト: 真希ナルセ

国民健康保険税※の納税義務者は世帯主です!

世帯主が国民健康保険以外の医療保険に加入している場合でも国民健康保険税の納税義務者となります。 国民健康保険税の課税の対象となるのは国民健康保険の加入者のみですが、

納付書は納税義務者である世帯主あてにお送りします。

国民健康保険税が未納となった場合の滞納処分の対象も、納税義務者である世帯主となります。

※長久手市は地方税法に基づいて計算しているため、「国民健康保険税」と呼びます。

国民健康保険税の納期(普通徴収)

国民健康保険税の納期は、<u>年間8回</u>です。<u>「1期分」は「1か月分」ではありません。</u> 納期限は月末(12月のみ25日)です。ただし、納期限が金融機関等の休業日にあたる場合は、 その翌営業日が納期限となります。

加	入	月		月	~	3	月		か月分
納		期	第	期	~	第	期		回
通知	書送付	時期		介	和	<u>:</u>	年	月中旬	

※転入された方は、届出日の月末までに、郵便局に転居届を提出してください。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		期別	- 1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
			前年R ただ	所得などを ∃し、1期	もとに計	·算した年 1,000円未	間税額を 満の端数	各期に振りをまとめ	り分けた和 た額を加	说額。 算。	_

国民健康保険税の納税は、口座振替が原則です

申請書は市内金融機関及び保険医療課に設置しています。

預金口座振替申請書に必要事項をご記入のうえ、 通帳届出印を押して、ご利用される金融機関に提出してください。 ※申請書の納税義務者欄には、**世帯主のお名前**をご記入ください。

申請を金融機関が受付した月の**翌々月の期別**から振替を開始します。 (例:6月中の受付→8月(2期)から振替開始)



国民健康保険税について

国民健康保険(国保)に加入されますと、資格取得月から国民健康保険税が課税されます。 加入は世帯単位です。

※遡って国保に加入した場合も、手続きした月からではなく、資格取得月から課税されます。

所得割額…所得に応じてかかる税額のためまずは世帯の所得を計算します。

令和6年中の所得		基礎控除	
世帯員 I		43万円 = (i	円)
世帯員Ⅱ		43万円 = (ii	円)
世帯員Ⅲ		43万円 = (iii	円)
合計	j + jj ·	+iii= A (下記計算に使用)	

	①所得割額	②均等割額	③平等割額	
	 所得×税率	均等割額× 国保加入者数	1世帯あたり定額	
1 医療分	A×7.37%	1人につき 29,300円※ (※14,650円)	+	(①+②+③ -100円未満の端数)
1 区派刀	=円	=円	=円	= 円 円 (限度額 66万円)
2 後期高齢者	A×2.72%	1人につき 11,400円※ (※5,700円)	-	4
支援分	=円	=円	=円	= 円 円 (限度額 26万円)
3 介護分 ※40歳を迎えた月	A×2.21%	1人につき 11,900円	-	4
から65歳を迎える 月の前月まで加算し ます。	=円	=円	=円	= 円 円 (限度額 17万円)
		※未就学児(小学校入学 均等割額の2分の1が軽		1
		令	和7年度保険税の合	計

国保加入者(世帯主含む。)は、市・県民税の申告が必要です。

世帯主及び国保加入者全員の申告がないと、保険税の軽減や減免(次ページ参照)を受けられません。高額療養費の自己負担限度額の判定等にも影響するため、必ず申告をしてください。

所得がない場合も申告(0申告)が必要です。

国民健康保険税の軽減と減免

■ 軽減

所得が少ない世帯には、国保税の(7・5・2割)軽減制度が適用されます。(申請不要)

■ 減免

長期療養や失業・休廃業などにより収入が減少し、国保税の納付が困難な場合、減免を受けられる場合があります。ご相談ください。(申請必要)

■ リストラなど会社都合により離職した方(非自発的失業軽減)

離職日時点で65歳未満

雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11、12、21、22、23、31、32、33、34」

上記に該当すれば、離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで前年中の給与所得を30/100として算定し、軽減できます。

軽減を受けるためには「非自発的失業軽減」の申請が必要になります。

「雇用保険受給資格者証」と「本人確認書類」をお持ちのうえ、申請してください。

マイナ保険証をご利用ください

令和6年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行はされなくなり、 マイナンバーカードの保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに変わりました。

マイナ保険証を持っている方

マイナ保険証をご利用ください。 新規加入時等にはご自身の被保険者資格等 を簡易に把握できるように

「資格情報通知書(資格情報のお知らせ)」 を交付します。

マイナ保険証を持っていない方

従来の保険証に代わるものとして 「**資格確認書**」を交付します。

※ マイナ保険証を利用することで、 限度額適用認定証等の手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

|健康保険の種類が変わったら・・・

職場の健康保険(またはその扶養)に入ったら、国保は使えません! また、長久手市から転出したら、長久手市の国保は使えません!



- ・ 職場の資格確認書等が届くまでの間、国保の資格確認書等が手元にあっても、 これを提示して病院で受診することはできません。
- ・ 長久手市から転出する際、長久手市の国保の資格確認書等を使用できるのは、 実際に住所を移す日の前日までです。

受診の際は、病院の窓口で他の健康保険に加入したことを伝えてください。 すでに長久手市の国保で受診した場合でも病院で精算ができる場合もあるので、お早めに病院にお伝えください。 病院での手続きが間に合わなかった場合は、医療費を長久手市に返還していただきます。

こんなときは必ず届出を!!(郵送や一部オンラインでも行うことができます)

※ 全ての手続きで本人確認書類(運転免許証など)、マイナンバーカード(または通知カードか個人番号通知書)が必要です。

(資格確認書等…資格確認書、資格情報通知書(資格情報のお知らせ)、被保険者証)

	こんなとき	必要なもの				
=	他の市町村から転入したとき	(市民課での転入手続きを行ってください。)				
国保に入る	職場の健康保険をやめたとき、 扶養から外れたとき等 オンライン手続可	職場の健康保険をぬけた日付がわかる証明書 (資格喪失連絡票、離職票、退職証明書)				
入るとき	子どもが生まれたとき	(親の)国保の資格確認書等				
נ	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書				
	他の市町村に転出するとき オンライン手続可	国保の資格確認書、通帳またはキャッシュカード (マイナポータルからの転出手続きを行った場合は、国保をや める手続きも行ったものとします。) *郵便局で転居届を提出してください。				
国 保 を	職場の健康保険に入るとき オンライン手続可	国保の資格確認書、職場で新しく作った資格確認書等 通帳またはキャッシュカード				
をやめるとき	国保の加入者が死亡したとき	窓口にいらっしゃる方の本人確認書類、国保の資格確認書、喪 主がわかるもの(会葬礼状等) 通帳またはキャッシュカード				
	外国人が帰国するとき	国保の資格確認書、在留カード、通帳またはキャッシュカード *1か月前までに保険医療課窓口にお越しください。 保険税のご案内をします。				
	生活保護を受けるとき	国保の資格確認書、保護開始決定通知書				
	資格確認書を紛失または汚れや破 損で使えなくなったとき	(本人確認書類)				
その他	・市内での引っ越し ・世帯主の変更 ・世帯が分かれた、一緒になった	国保の資格確認書、市民課への届出の写し				
	修学のため市外に住所を移すとき	国保の資格確認書、学生証または在学証明書				
	介護施設に入所するために 市外に住所を移すとき	国保の資格確認書、施設入所証明書				
	在留期間が更新されたとき	国保の資格確認書、更新済の在留カード、パスポート				

[★] 限度額認定証等をお持ちの人は、各届出の際に一緒にお持ちください。

病院でのお支払いが困難なときは、以下のような制度があります。ご相談ください。

INDITED A HEW THEIR	病院で提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。 ※マイナ保険証を利用することで手続き不要となります。
受領委任払	限度額認定証を持つことができない世帯でも、窓口でのお支払いが自己負担限度額 までにできる制度です(対応可能の医療機関のみ)。
一部負担金免除及び減 額	災害等で生活が著しく困難となり、収入が一定の基準額以下の方に対して、病院や 薬局等の窓口での支払いが軽減される制度です。



長久手市国民健康保険

長久手市役所保険医療課国保年金係(0561)56-0618(直通)